

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、
次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

計画期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

目標

従業員全員の月の残業時間を40時間以下とする

取組内容

1. 仕事に挑戦し成果を上げられるよう、上司との対話の継続実施、およびその実施方法のブラッシュアップ
2. 所定外労働の原因の分析を行い、業務の見直し、作業の効率化を図る
3. 社内掲示板などで、育児・介護休業等の諸制度や利用手順についての周知を行う
4. 計画的に有給休暇を設定するよう定期的に周知し、取得を促進する
5. 管理職に対し所定外労働時間の管理を徹底、残業が多かった社員の管理職にヒアリングを行う
6. 子育てを支援する多様な働き方に資する制度の導入など、職業生活と家庭生活の両立環境づくりの推進